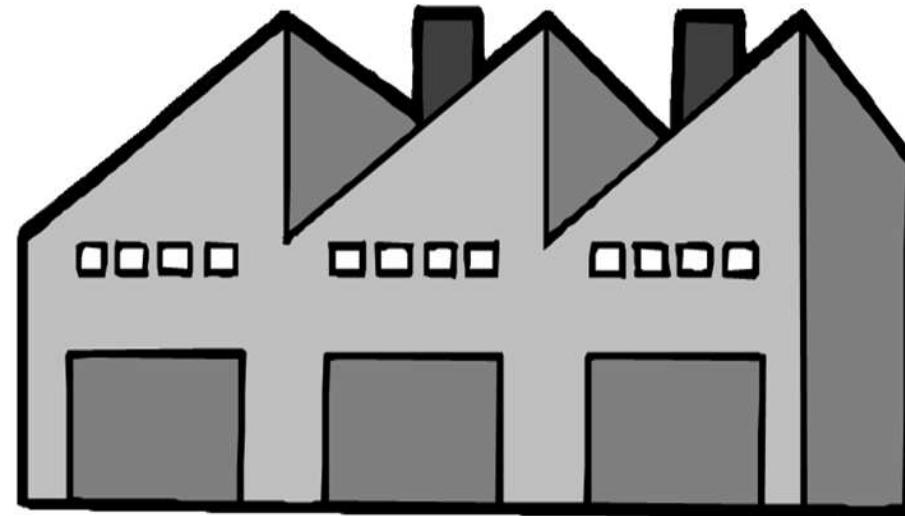


事業系ごみの適正処理 及び減量とリサイクル



宇部市 市民環境部
廃棄物対策課 ごみ減量推進係

目次



1. 事業系ごみの適正処理

- 排出事業者の処理責任

2. 事業系ごみの減量とリサイクル

- 事業系ごみの現状
- 紙ごみの減量と事例紹介
- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

3. 一般廃棄物処理業の許可更新について

目次



1. 事業系ごみの適正処理

- 排出事業者の処理責任

2. 事業系ごみの減量とリサイクル

- 事業系ごみの現状
- 紙ごみの減量と事例紹介
- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

3. 一般廃棄物処理業の許可更新について



事業系ごみとは

事業者の責務とは

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)

1
自ら処理するか、
処理委託を

2
事業系ごみの
リサイクルと
減量を

3
製造・販売等
の際は工夫を

4
国や自治体の施
策に協力を

事業系ごみの処理責任は、あくまで排出事業者にあります。





目次

1. 事業系ごみの適正処理

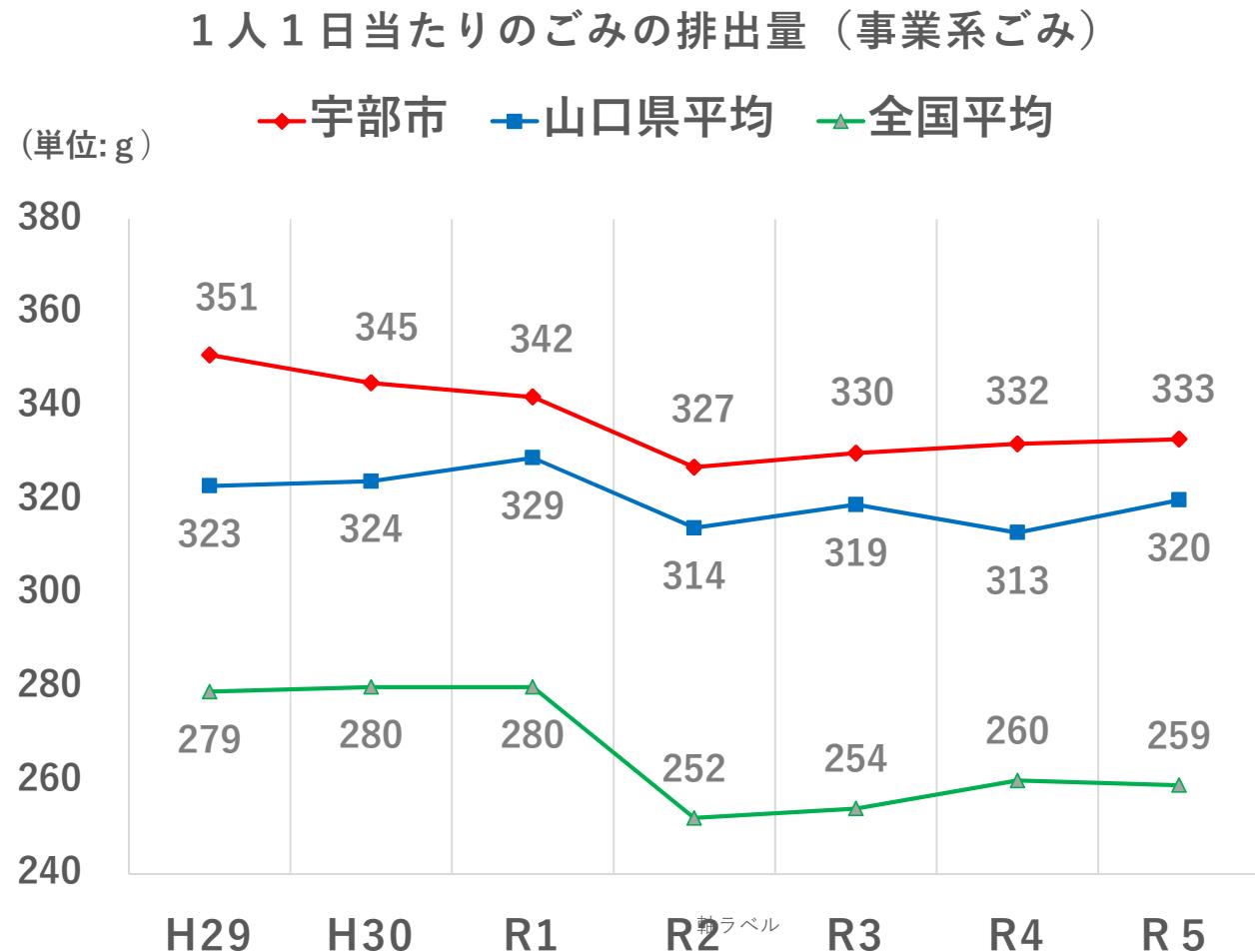
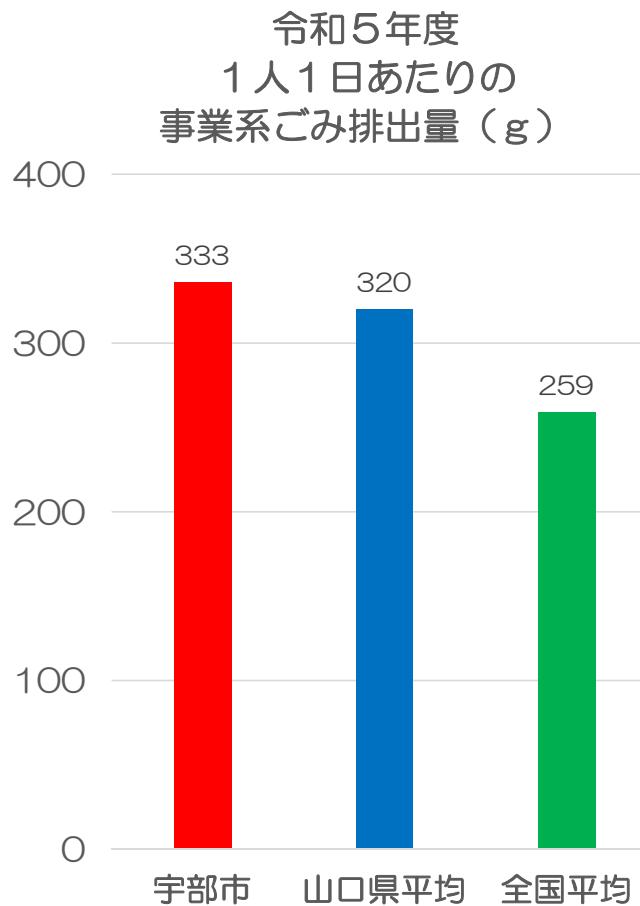
- 排出事業者の処理責任

2. 事業系ごみの減量とリサイクル

- 事業系ごみの現状
- 紙ごみの減量と事例紹介
- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

3. 一般廃棄物処理業の許可更新について

事業系ごみの現状



目次



1. 事業系ごみの適正処理

- 排出事業者の処理責任

2. 事業系ごみの減量とリサイクル

- 事業系ごみの現状
- 紙ごみの減量と事例紹介
- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

3. 一般廃棄物処理業の許可更新について

紙ごみの減量と事例紹介



紙をリサイクルする意義

①減量の安定確保

古紙は国内で発生する貴重な資源（重要な資源）

②資源の有効利用

紙のリサイクルは一度使われた紙（古紙）を
繰り返し使うこと

③森林資源の持続可能な利用

新たに投入される木材（パルプ用材）の
量を抑制

④廃棄物減量化

廃棄物として処理される紙の量を削減

循環型社会の形成に大きく貢献

出典：（公）古紙再生促進センター

紙ごみの減量と事例紹介



出典：(公)古紙再生促進センター

紙ごみの減量と事例紹介



宇部市の焼却場に搬入されたリサイクルが可能な紙ごみ



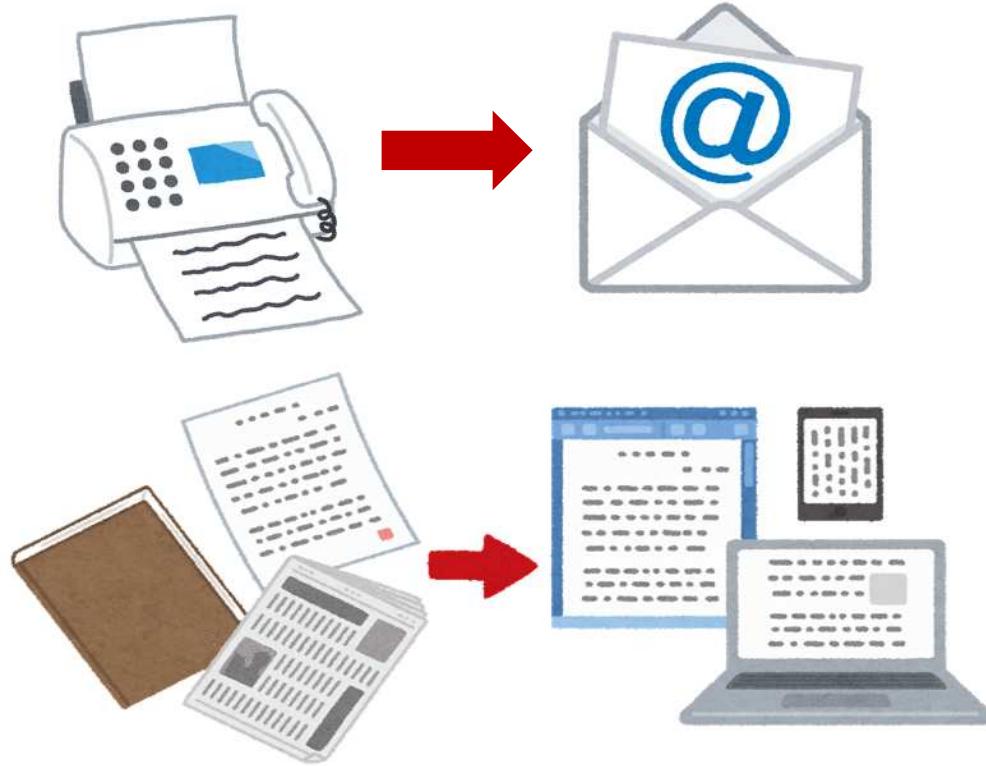


紙ごみの減量と事例紹介

① OA用紙の使用量を減らす

⇒ FAXからメールへ切り替えなど（電子化の推進）

両面印刷、ミスコピー等は裏紙として使用



紙ごみの減量と事例紹介



- ②事業所内に紙類等のリサイクル場所を確保
⇒保管・リサイクルするという習慣を定着



紙ごみの減量と事例紹介



③機密文書等でも、再生可能な材質の紙であれば、
シュレッダー処理することを徹底 → リサイクルへ
(使用した紙類は焼却処理しない)



目次



1. 事業系ごみの適正処理

- 排出事業者の処理責任

2. 事業系ごみの減量とリサイクル

- 事業系ごみの現状
- 紙ごみの減量と事例紹介
- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

3. 一般廃棄物処理業の許可更新について



事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

別記様式（第7条関係） 事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

事業所名（ 環境商事（株） ）

3 前年度実績：2021年度（2021年4月～2022年3月）

排出品目	総排出量(A) [kg/年] A=B+C	資源化したもの			廃棄物として処理したもの			資源化率 [%] B/A×100
		資源化量(B) [kg/年]	収集・運搬業者	処理先	処理量(C) [kg/年]	収集・運搬業者	処理先	
燃やせるごみ	①厨芥類（食品廃棄物等）	10,700	800	○○商会 他	食品リサイクル㈱他	9,900	○○商会	宇部市焼却場 7%
	(①内の食品ロス※)	(2000)	(500)	自己搬入	フードバンクボスト	(1500)	○○商会	同上 25%
	②木くず・剪定枝	300	0			300	○○商会	同上 0%
	③紙おむつ	200	0			200	○○商会	同上 0%
	④その他の燃やせるごみ	300	0			300	自己搬入	同上 0%
小計		11,500	800			10,700		0
紙類（資源化）	⑤OA用紙	1,800	800	□□商会	○○紙店	1,000	○○商会	宇部市焼却場 44%
	⑥シュレッダー	1,400	600	同上	同上	800	自己搬入	同上 43%
	⑦新聞	10,000	10,000	同上	同上	0		100%
	⑧雑誌	1,500	1,500	同上	同上	0		100%
	⑨段ボール	2,000	2,000	同上	同上	0		100%
	⑩紙製容器包装	0	0			0		-
	⑪その他の紙類	200	0			200	○○商会	宇部市焼却場 0%
	小計	16,900	14,900			2,000		88%
その他	⑫廃食油	600	600	○○鉱油	○○鉱油			100%
	⑬()	0						-
	小計	600	600			0		100%
合計		29,000	16,300			12,700		56%

※まだ食べることが可能な食品廃棄物等 例：製造・流通・調理の過程で発生する規格外品・返品・売れ残り、外食事業所における作り過ぎ・食べ残し、廃棄する災害用備蓄食料等

計画書は宇部市公式ウェブサイトからダウンロードできます。（ウェブ番号1012423）

市政情報出前講座「事業所でできるごみダイエット」



市政情報出前講座とは（申込みのご案内）

ウェブ番号1004639

更新日 2025年4月8日

印刷

大きな文字で印刷

「市政情報出前講座」とは、市民の皆さんが聞いてみたい内容をメニュー表の中から選び、市の職員が講師として伺い、担当業務や市の事業・計画について説明を行うものです。

「市役所は、ごみの収集や下水道の整備、まつりの開催や彫刻の設置など、色々な分野の仕事をしているのは知っているけど、その仕事は、どんな計画に基づいているのだろう？これから、どの様な事業を予定しているのだろう？」市政情報出前講座では、こうした仕事の内容を積極的に公開していきます。

講座の利用を通じて、市政について理解と关心を深めていただき、皆さんと協働し、よりよいまちづくりを進めていきたいと考えています。

気軽にご利用くださるよう、申し込みをお待ちしています。



対象

原則、10人以上の市民で構成する団体やグループ

開催日程

費用

講師（職員）の派遣は無料

※講座のための資料代などを負担していただく場合があります

講座の内容（メニュー）

市政情報出前講座メニュー表（下記「出前講座メニュー表」）の中から、ご希望の講座をお選びください。

メニュー表にない講座（特別メニュー）を希望される場合は、各関係課と内容を調整のうえ決定しますので、各関係課または市民活動課（34-8126）まで気軽にお問い合わせください。

[R7出前講座メニュー表 \(PDF 2.8MB\)](#)

申込方法

「出前講座申込書」を市役所、各市民・ふれあいセンターの各窓口でお渡ししています。必要事項を記入し、実施希望日の3ヶ月前から2週間前までに各講座担当課まで提出してください。（郵送・ファックスも可）

開催日時などは、講座担当課の業務や講師となる職員の都合でご希望に添えない場合があります。

「出前講座申込書」は下記からダウンロードすることも可能です。

[宇都市市政情報出前講座申込書 \(PDF 61.9KB\)](#)

[宇都市市政情報出前講座申込書 \(Word 38.0KB\)](#)

目次



1. 事業系ごみの適正処理

- 排出事業者の処理責任

2. 事業系ごみの減量とリサイクル

- 事業系ごみの現状
- 紙ごみの減量と事例紹介
- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

3. 一般廃棄物処理業の許可更新について

一般廃棄物処理業の許可更新について



**一般廃棄物処理業の許可期間は2年間
更新を受けなければ期間の経過によって効力を失う**

(廃掃法第7条第2項又は第7項、廃掃法施行令第4条の5又は第4条の8)

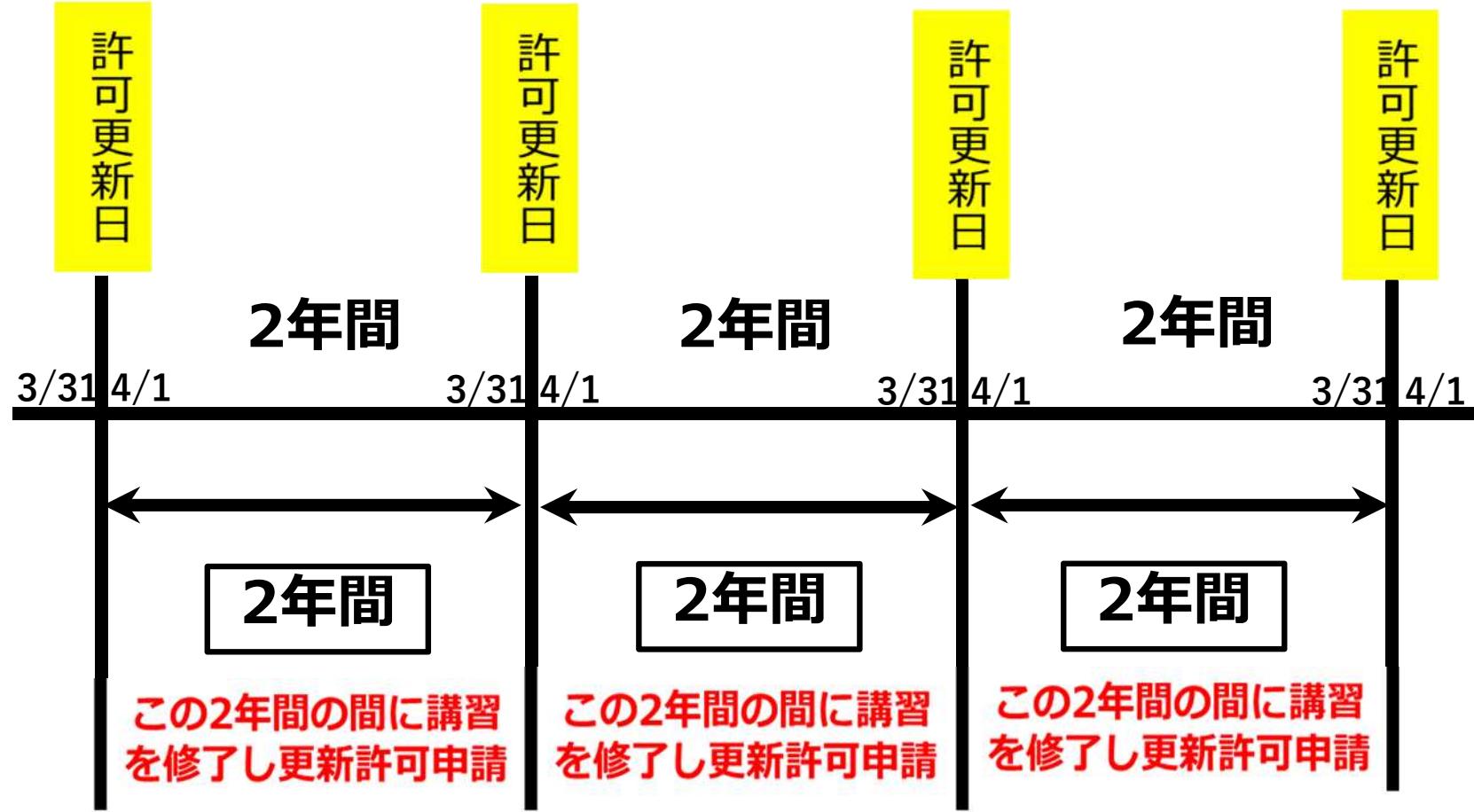
**許可期間の経過後も業務を継続する場合は、
必ず更新申請を行ってください。**

一般廃棄物実務者管理講習について



一般廃棄物
処理業許可

講習修了日



2025/12/04 18:26

一般廃棄物処理業の許可申請等の手続き（新規、更新、変更）| 宇都公式ウェブサイト

現在の位置： [トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [一般廃棄物処理業者向けページ](#) > 一般廃棄物処理業の許可申請等の手続き（新規、更新、変更）

一般廃棄物処理業の許可申請等の手続き（新規、更新、変更）

ウェブ番号1002012 更新日 2025年10月6日

目次

申請関係

[新規申請](#)

[更新申請](#)

[事業範囲の変更](#)

届出・報告関係

[業務実績報告書](#)

[家庭系一時多量ごみ排出者証明書](#)

[各種変更届・廃止届](#)

ここでは、一般廃棄物処理業（収集・運搬又は処分）の許可申請等に係る書類を掲載しています。

必要な書類をダウンロードしてご使用ください。

本市で発生した一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行うには、市長の許可が必要です。

申請関係

新規申請

[新規申請（処分業）](#)

2025/12/04 18:26

一般廃棄物処理業の許可申請等の手続き（新規、更新、変更）| 宇都公式ウェブサイト

更新申請

[更新申請【収集・運搬】 \(PDF 260.5KB\)](#)

[更新申請【収集・運搬】 \(Word 29.5KB\)](#)

[更新申請【処分業】 \(PDF 216.6KB\)](#)

[更新申請【処分業】 \(Word 31.1KB\)](#)

一般廃棄物処理業の許可の有効期限は2年間です。

引き続き一般廃棄物の処理を行う場合は、更新申請が必要となります。

事業範囲の変更

事業範囲の変更許可申請書は、事前に提出してください。

[事業範囲変更申請（家庭系一時多量ごみ取扱い） \(PDF 138.2KB\)](#)

[事業範囲変更申請（家庭系一時多量ごみ取扱い） \(Word 26.6KB\)](#)

家庭系一時多量ごみの収集運搬を業として行うには、事業範囲の変更申請が必要となります。

詳細は廃棄物対策課収集業務係(電話：0836-33-7291)へお問い合わせください。

[事業範囲変更申請（積替場所＊収集運搬業） \(PDF 124.6KB\)](#)

[事業範囲変更申請（積替場所＊収集運搬業） \(Word 25.4KB\)](#)

[事業範囲変更申請（保管施設＊処分業） \(PDF 124.7KB\)](#)

[事業範囲変更申請（保管施設＊処分業） \(Word 25.3KB\)](#)

積替保管場所を新たに設置する場合は、事業範囲の変更申請が必要となります。

詳細は廃棄物対策課収集業務係(電話：0836-33-7291)へお問い合わせください。

届出・報告関係

業務実績報告書



引き続き、ごみの減量化・資源化・適正処理に
御協力をいただきますようお願ひいたします。



宇部市 市民環境部 廃棄物対策課
収集業務係 TEL : 0836-33-7291
ごみ減量推進係 TEL : 0836-34-8247
共 通 FAX : 0836-33-7294